

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

令和5年2月10日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200607号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200116号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年7月19日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成18年7月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月

ねんきん定期便を確認したところ、A社の請求期間に係る標準賞与額の記録がない。

平成18年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された平成18年分給与所得の源泉徴収票及び金融機関から提出された預金元帳により、請求者は、請求期間においてA社から40万円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、賞与支給日については、上記預金元帳により平成18年7月19日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年7月19日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。